



磐田市消防庁舎 整備基本構想



磐田市消防庁舎整備検討委員会策定

令和4年2月

目 次

第1	はじめに	P 1
第2	磐田市消防庁舎整備基本構想の位置付け	P 2
第3	磐田市消防庁舎整備基本構想等策定のための組織	P 2
第4	消防庁舎の現状と課題	P 3
第5	新消防庁舎建設における考え方	P 7
第6	新消防庁舎建設位置の考察	P 11
第7	市街地型と災害型の比較検討	P 14
第8	まとめ（基本計画策定に向けて）	P 16
参考		P 18
	・磐田市消防庁舎整備検討委員会規程	
	・会議の状況	



第1 はじめに

磐田市消防本部の前身は昭和33年10月に発足した磐田市消防団常備部で、翌年4月には磐田市中泉に消防庁舎が完成、翌月の5月に磐田市消防本部を開設し常備消防として業務を開始しました。

昭和45年4月に磐田市・福田町・竜洋町・豊田村により磐田市外3町村消防組合を発足、昭和48年には豊岡村が組合に加入し、磐田市外4町村による消防体制となりました。

昭和56年には磐田市今之浦にて消防庁舎建設に着手、翌年10月に竣工、業務を開始し、広域組合として火災・救急・救助及び風水害などの各種災害から管内の防災・減災に努めてきました。

平成17年4月の市町村合併と同時に磐田市消防本部に改名し現在に至っています。

また、平成24年には消防通信指令業務が中東遠地域5消防本部の共同運用となり、磐田市福田支所に中東遠消防指令センターを開設し同所に磐田市消防本部も移転したことにより、消防庁舎は磐田市消防署単独の運用となりました。

平成27年には今後の消防施設のあり方を研究するため消防本部内に消防庁舎整備検討会を組織し、令和3年2月に消防庁舎を整備していくうえで基本的な考え方を取りまとめた「磐田市消防庁舎適正配置方針」を公表しました。

この方針を基に優先課題に示された消防庁舎の整備について、今後具体的に個別計画の策定を進めていくうえでの基本構想を、次のとおり取りまとめるものです。

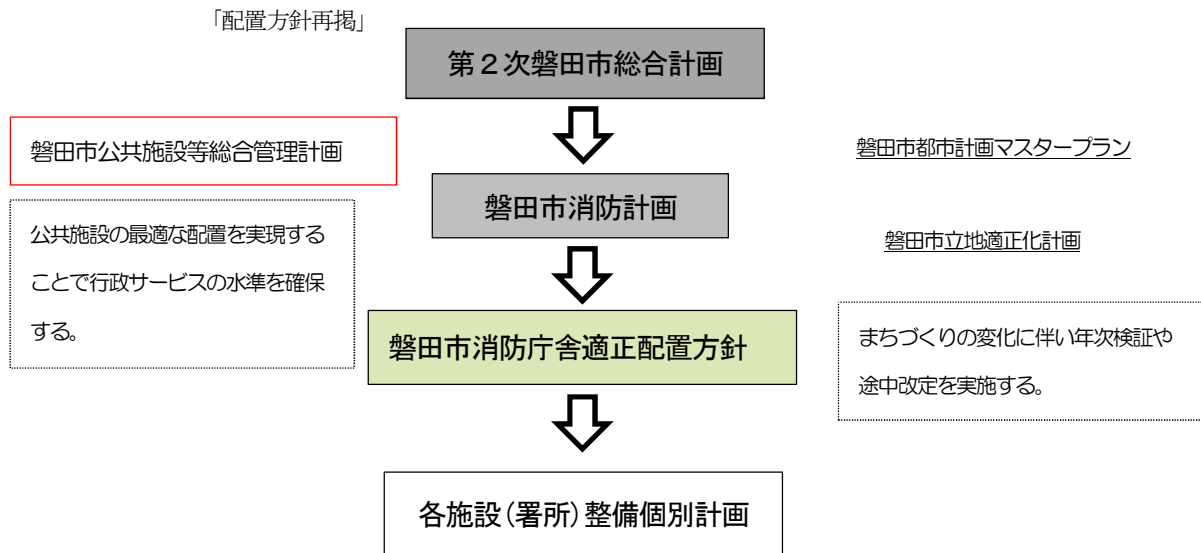


◆現磐田市消防庁舎の概況（昭和57年10月竣工）

鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建、建物延べ面積3,026㎡、敷地面積5,329㎡（訓練場含む）

第2 磐田市消防庁舎整備基本構想の位置付け

磐田市消防庁舎整備基本構想（以下、「基本構想」という。）は、磐田市消防庁舎適正配置方針（以下、「配置方針」という。）で示された各施設（署所）整備個別計画のうち、消防庁舎（消防本部、消防署）の整備計画として、基本的な考え方をまとめ策定するものです。この構想に基づき今後は具体的・詳細な検討を行い、消防庁舎整備基本計画（以下、「基本計画」という。）策定につなげていきます。



磐田市消防庁舎適正配置方針での計画策定目途により

消防庁舎（消防本部・消防署）計画策定に着手
消防庁舎整備基本構想策定（令和3年度）
消防庁舎整備基本計画策定（令和4年度予定）

第3 磐田市消防庁舎整備基本構想等策定のための組織

磐田市に「磐田市消防庁舎整備検討委員会」を組織し策定を進めます。

磐田市消防庁舎整備検討委員会（規程等詳細はP19に掲載）

1. 磐田市消防庁舎の整備に関する課題及びその他必要な事項を検討する。
2. 委員会は、委員長及び副委員長各1人並びに委員6人をもって組織する。
3. 委員会に必要に応じて部会を置くことができる。
(磐田市消防本部消防署等整備検討部会を設置。)

第4 消防庁舎の現状と課題

消防庁舎は昭和57年10月に完成し供用開始後、39年が経過しています。耐震性はあるものの庁舎建物周辺の地盤沈下や、経年劣化による配管配線の損耗及び電気設備の不具合が頻繁に発生しています。また、建設以降、消防組織の変容により庁舎の狭隘化が加速しており、その要因として以下のとおり消防に関わる様々な制度改正及び社会情勢の変化が挙げられます。

【救急救命士法の制定】

平成3年に制定された救急救命士法は、救急業務に今まで認められていなかった救急救命処置を追加するもので、国家資格である救急救命士が誕生し、救急車も高規格救急車となり多くの医療資器材を配備することになりました。

【緊急消防援助隊の創設】

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓から同年に緊急消防援助隊が創設され、平成15年に消防組織法の改正により翌年4月から緊急消防援助隊が法制度上正式に発足しました。それに伴い、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して整備を図った車両は、緊急消防援助隊へ部隊登録するようになりました。当本部でも現在、救急小隊3隊、消火小隊2隊、救助小隊1隊を登録しています。これにより、被災地派遣のための装備や、後方支援活動に必要な物資等が急増し、その多くが倉庫外収納を余儀なくされています。

【消防需要の高まり】

昭和57年建設当時の職員定数が125人であったものが、様々な要因で消防需要が高まり現在210人の職員定数となっています。消防署の勤務人員も建設当時39人が74人に増加し、駐車場や執務室、更衣室など様々な場所において支障が出ています。更には、複雑多様化する災害に対応するため、消防車両の増車、大型化を図ってきましたが、それは消防体制の充実と消防力強化に継続して努めてきた結果です。

【消防本部移転による消防機能の分散化】

平成18年7月12日に国が示した市町村の消防の広域化に関する基本指針を受け、平成24年4月に中東遠地域5消防本部共同運用での中東遠消防指令センターを磐田市福田支所に開設し、併せて消防本部も消防庁舎(消防署)から同所に移転しました。

これは、消防署仮眠室や救急待機室など当直業務の環境改善を行うことと庁舎狭隘化対策として行われました。しかし、このことにより消防本部機能と消防署機能が分

散することになり、本部職員による現場活動要員の補完など消防本部と消防署及び消防団本部との連携の弱体化や、大規模災害発生時（被災地派遣含む）の初動対応の遅れ等を危惧しています。また、消防行政運営と市民サービスにおいても非効率な状況になっています。

【消防庁舎移転の検討】

消防庁舎は鉄筋コンクリート造で耐用年数は50年ですが、24時間365日休まない施設であることから、他の公共施設に比べ老朽化の進行は早まります。そのため消防庁舎の整備については早急に取り組まなければならない課題であり、敷地全体が狭隘であることから、消防庁舎は移転を検討すべきであると位置付けます。

こうしたことから、新消防庁舎建設は現庁舎の経過年数が45年程度を想定して、それまでに移転候補地の選定などを行うためにも、基本構想・基本計画を早急に策定し整備実施につなげていくことが重要です。

■ 消防行政を取り巻く状況

年	制度改正・社会情勢の状況	当消防本部の状況
平成3	・救急救命士法の制定	
平成7	・阪神・淡路大震災発災	
平成8		・救急救命士誕生
平成15	・消防組織法改正	
平成16	・緊急消防援助隊正式発足 ・救急救命処置の範囲拡大（気管挿管）	・車両整備後に緊急消防援助隊へ登録 ・新たな救急資器材の導入
平成18	・市町村の消防の広域化に関する基本指針の告示 ・救急救命処置の範囲拡大（薬剤投与）	・女性消防士誕生 ・水難救助体制強化 ・新たな薬剤の保管
平成21	・住宅用火災警報器設置義務化	
平成23	・東日本大震災発災 ・救急救命処置の範囲拡大（ビデオ喉頭鏡による気管挿管）	・緊急消防援助隊として被災地に派遣 ・新たな救急資器材の導入
平成24		・消防通信指令業務の共同運用開始 ・消防本部が磐田市福田支所に移転
平成26	・救急救命処置の範囲拡大（心肺停止前静脈路確保・輸液）	・新たな救急資器材の導入
平成27	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定	
令和3	・熱海土砂災害発災	・消防相互応援協定により援助隊派遣



建設当時と現在の状況の変化：今之浦地区の開発が始まり消防庁舎竣工時には周辺に何も建物が無い状況でしたが、現在では事業所や住宅・アパートが密集状態となり敷地の拡張はできない状況です。



車庫は大型車両（はしご車、救助工作車、大型水槽車、化学消防ポンプ自動車など）の規格に見合った駐車スペースがなく、ドアが全開できないなど災害出動時に支障がある状況です。



出動通路は、出動準備室を兼ねているため、災害出動時の防火衣装着、車両への移動で隊員が交差（時には衝突）する状況です。

また、緊急消防援助隊関連物資をカゴ台車に収納、倉庫保管できないカゴ台車は廊下に仮保管している状況です。



仮設訓練塔は鉄管を組み上げて設営していることから、毎年、管の補修や天板の塗装などが必要な状況です。また、強風対策に限界があり耐震性に対する懸念もあります。



トイレや炊事場の排水管などは鋼管で錆や詰まりが酷く、不良箇所の一部を取り替えて対応している状況です。



消防庁舎敷地に余剰がなく、消防儀式である市長通常点検などは北側の今之浦公園を借用して行っている状況です。

第5 新消防庁舎建設における考え方

近年、線状降水帯などにより想定雨量を超える豪雨が頻発し、被害が局地化・集中化・激甚化しています。また、台風も大型化・強力化しています。そして、いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震も危惧されています。

こうしたことから、消防庁舎は、消防の基幹施設と防災拠点機能も併せ持つ必要があるため、現在地より広大な面積を有し災害に強く、災害活動が維持継続できる適地に移転することが効果的であると考えことから、次のとおり新消防庁舎建設における考え方をまとめます。

1. 基本的な考え方

(1) 防災拠点施設としての庁舎

市民の安全安心で快適な暮らしの実現には、自然災害をはじめ、あらゆる災害に対して高度な安全性を備え、災害活動及び災害復旧・復興の中心的役割を果たす災害活動拠点としての機能を発揮できる消防庁舎を整備し、消防力の充実・強化を図ることが必要です。

また、インフラ等が使用できない場合においても、防災拠点施設としての機能を失うことなく、災害活動が維持できる機能を備えなければなりません。

(2) 消防機能の一体整備

消防本部、消防署及び消防団本部は、同一施設で相互に連携して活動を行うことにより、総合的な消防力の向上を図ることができます。また、災害時においては指揮命令系統を一元的にすることにより、初動体制が迅速に整うとともに各所属の人員が集約できることから、災害活動体制を強固にすることもできます。

(3) 訓練施設の整備

近年の複雑多様化する災害に対応していくためには、消防署と消防団その他関係機関との連携が非常に重要になってきます。また、装備された資機材の能力を十分に発揮させるため、継続した訓練が必要になります。

火災防御訓練、救出救助訓練、総合合同訓練など、日頃からより実践的かつ効果的な訓練を実施するためには、十分な広さの訓練スペースを確保し、機能性の高い訓練施設を整備しなければなりません。

(4) 市民のニーズ

市民に防災訓練や救命講習会などの機会を積極的に提供することで、防災意識の向上、地域防災力の強化につなげ、防災意識啓発活動の拠点となる庁舎づくりを目指す必要があります。庁舎見学、職場体験において、訓練風景を見ることでより有意義な体験学習となり、消防に対して広い理解が得られます。

また、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れるなど、来庁者の利便性にも配慮した庁舎が望まれます。

(5) ゼロカーボンシティ推進等の環境に配慮した庁舎

自然エネルギーの活用を推進し、施設維持費の低コスト化など、運用に必要なエネルギー消費を極力抑え環境負荷の低減に努めながら、景観にも配慮した庁舎整備が必要です。

加えて、施設・設備の整備、感染防止対策の充実による良好な執務環境、及び衛生的で女性職員やプライバシーにも配慮した生活環境面の改善を図ることは、職員一人ひとりの勤務意欲の向上及び業務効率の増進につながります。

2. 具体的な考え方

(1) 消防庁舎の位置

配置方針では敷地面積、道路状況などを条件として、中心市街地包含型（以下、「市街地型」という。）と自然災害時拠点型（以下、「災害型」という。）を示していますので、この両型を考察する必要があります。

(2) 敷地面積

人員、車両、資機材の増加、車両の大型化、災害や火災原因の多様化などを踏まえ、消防施設については10,000 m²を目安とし検討します。

また、大規模災害時の備えとして、消防施設に隣接した防災関連倉庫の併設及び緊急消防援助隊の宿营地やヘリポートなども想定した面積の確保が望まれます。

■ 消防施設に隣接が望まれる主な施設

防災関連倉庫	災害発生時の緊急物資備蓄のための倉庫
緊急消防援助隊宿营地	緊急消防援助隊派遣隊や後方支援隊の宿营地となる敷地
ヘリポート	静岡県消防防災ヘリコプターや緊急消防援助隊航空隊の離着陸場所 ※ ヘリポート想定面積 中型機 50m×50m=2,500 m ² (静岡県地域防災計画より)

(3) 道路状況

消防庁舎の敷地に接する道路は、大型消防車両をスムーズに出動させるため、接道の幅員が9 m以上確保できる用地が必要となります。また、主要地方道などに速やかにアクセスできることが望ましく、慢性的な渋滞道路は避けるべきです。

(4) 敷地地盤

災害発生時の被害を最小限にするため、より強固な地盤の土地を選定することが必要であることや地盤改良による強靱化についても考慮すべきです。このほか、洪水ハザードマップでの浸水域及び大規模地震時における液状化区域でないことが望まれます。

(5) 建物の面積

消防庁舎は消防本部と消防署及び消防団本部機能を有し、市民啓発エリアや将来的な消防指令センターエリア、研修会や講習会用の会議室などと、緊急消防援助隊受援エリアを含み、最低延床面積を4,000 m²とします。

消防車両用車庫については、前面に車両旋回エリアを十分に確保することを条件に最低面積1,000 m²とし、庁舎一階か別棟のどちらかを選択します。

■ 庁舎、車庫以外の主な消防施設

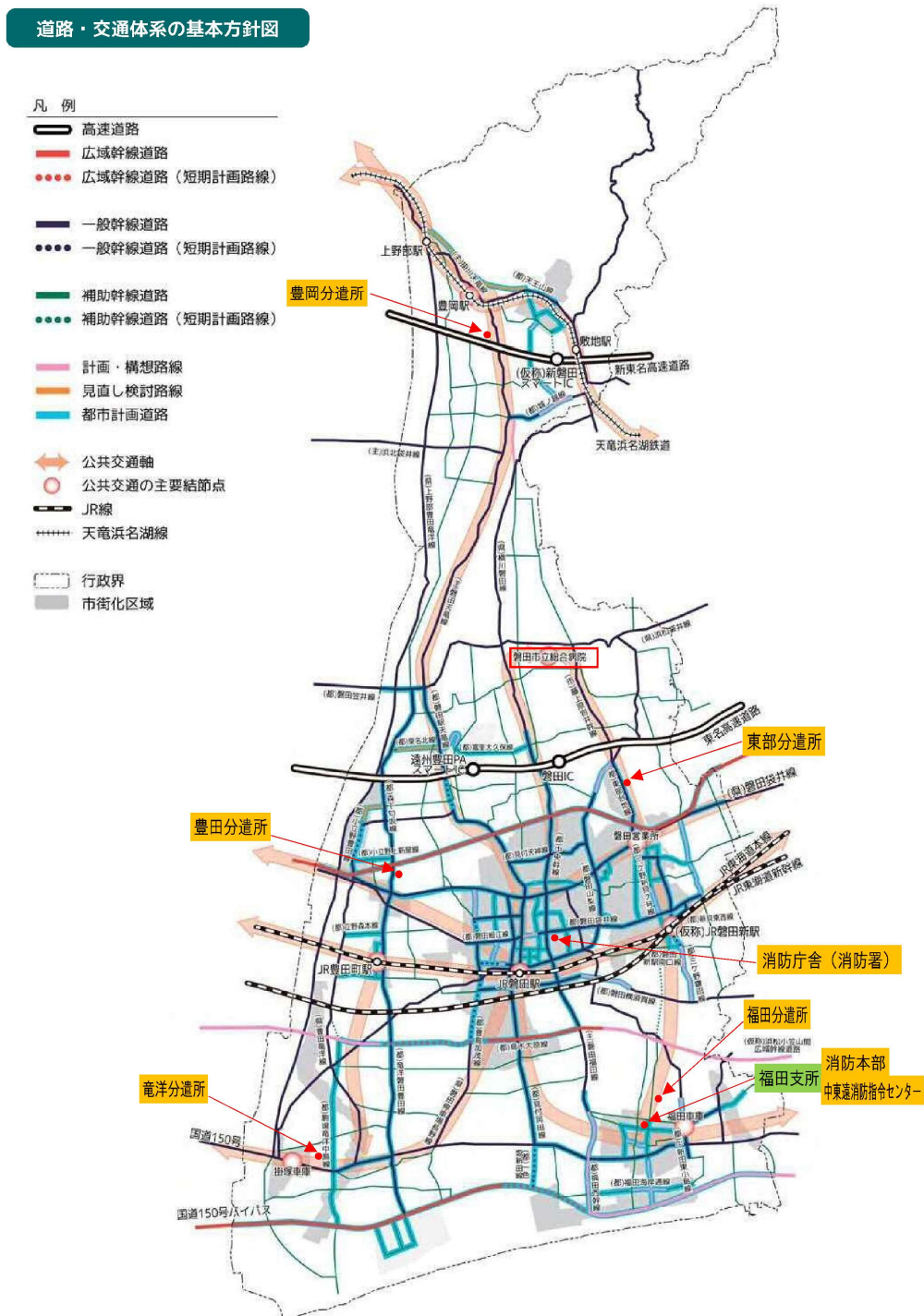
自家用給油取扱所	通常時・災害時を問わない消防車両の燃料補給と自家発電設備に必要な燃料の備蓄庫 電気自動車への対応として充電設備も検討
燃焼実験室	火災を模擬的に発生させ、発火や延焼などの原因を解明するための火災調査実験室
訓練塔	火災では一般住宅や集合住宅などを想定し、救急では高層階や狭小などを想定、救助では倒壊家屋や高層階からの救出などを想定した訓練場
駐車場	来庁者や職員駐車場及び緊急消防援助隊の派遣隊駐車場
資機材倉庫	緊急消防援助隊関連資機材や水難救助関連資機材などのための倉庫
感染症等待機室	感染症疑いが発生した職員を一時的に隔離、保護し、消防本部、消防署内へのまん延の防止対策

(6) 当直勤務体制

現在の2部制を想定しますが、基本計画を策定する時点で3部制への移行も検討し勤務体制を決定する必要があります。

■ 磐田市の道路・交通体系

消防施設の配置を考察するためには、消防活動における現場到着時間短縮に重要な磐田市の道路状況を把握しておく必要があります。ここでは磐田市都市計画マスタープランの道路・交通体系の基本方針図を引用して、消防施設と道路を図示します。



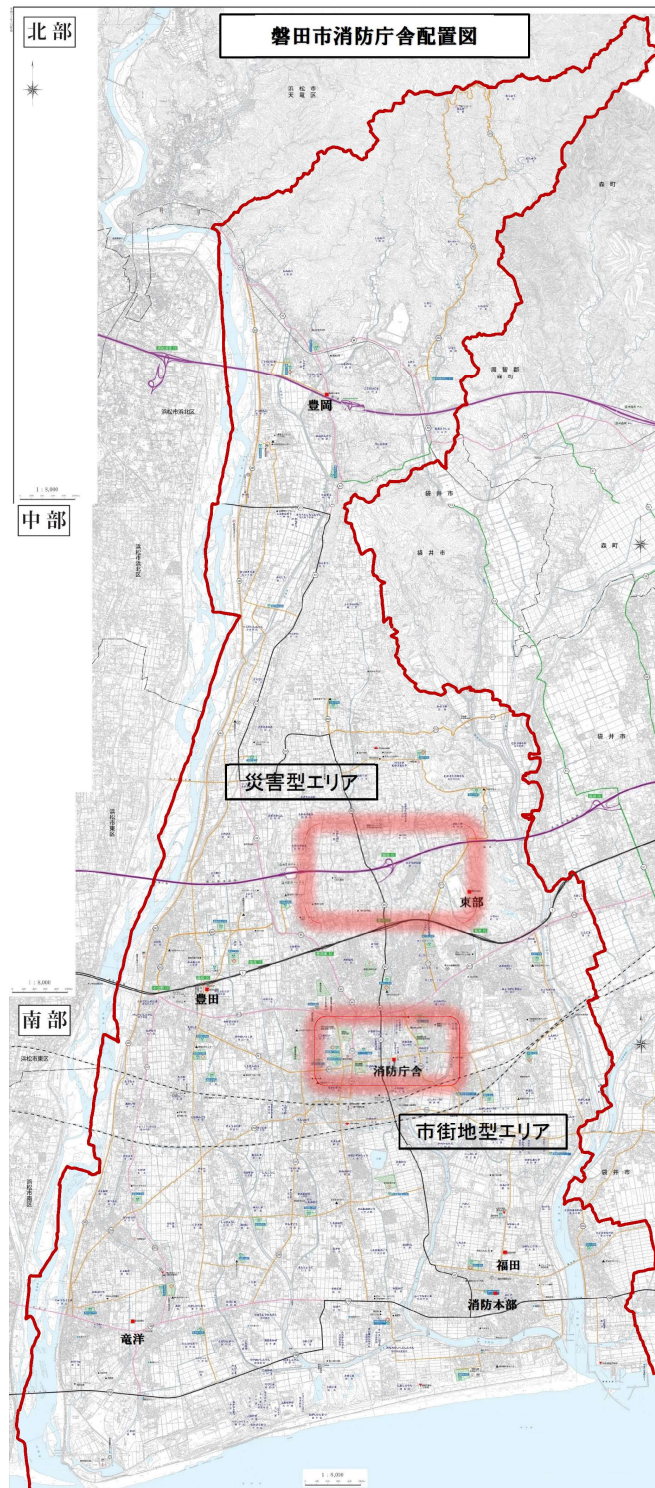
磐田市は南北に長く、主要地方道磐田福田線、主要地方道磐田インター線及び県道横川磐田線はほぼ磐田市を縦断する重要な道路です。毎年約6,000件の救急要請がある中で、磐田市唯一の3次救急医療機関である磐田市立総合病院には、その9割程度を搬送していることから、この道路の活用が救急搬送の生命線となっています。

第6 新消防庁舎建設位置の考察

ここでは配置方針に示した市街地型と災害型の配置候補エリアを具体的に示して考察します。

■ 磐田市消防庁舎配置図(市街地型・災害型エリア)

(消防庁舎、5分遺所、福田支所内消防本部(中東遠消防指令センター含む))



■ 市街地型拡大図(候補地位置図)



1. 市街地型

ここでは配置方針にあるように、分遣所との距離が重要であることから、検討エリアを東西は安久路公園西辺りから磐田西小学校辺り、南北をJR東海道本線北辺りから県道413号線辺りまでとします。

このエリアは人口密集地であり大きな消防力で守ることは効果的ですが、住宅密集地でもあることから必要敷地面積を確保するためには、その大部分を公有地に頼らざるを得ない状況です。

また、このエリア内で移転する場合は、老朽化が激しい東部分遣所についても建物改修などの整備に着手する必要があります。

市街地型の候補地は、次の3か所です。

- ① 市民文化会館跡地 (約 16,500 m²) (公有地)
- ② 中央公園及び交通公園 (約 9,100 m²) (公有地)
- ③ 旧磐田市立総合病院跡地 (約 8,000 m²) (公有地)

■ 災害型拡大図



2. 災害型

配置方針では、東部分遣所周辺あるいは見付地区北側を候補地としていることから、検討エリアを東西は市道岩井鎌田幹線辺りから東名高速道路遠州豊田スマートインターチェンジ東辺り、南北を国道1号線（磐田バイパス）辺りから磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場辺りとします。

このエリアには公有地がないことから、企業遊休地や農地などが候補地となりますが、人口密集地から離れることから、東西・南北に延びる主要道路を活用しやすい位置に立地する必要があります。

そして、このエリアに移転する場合には、東部分遣所を統合します。

また、磐田駅を中心とする市街地周辺を守るため、消防車・救急車を配備した出張所を新たに配置する必要がありますので、当面は現消防庁舎を活用することとし、早急に公有地等への移転を検討していく必要があります。この場合の敷地面積は東部分遣所相当以上とします。

第7 市街地型と災害型の比較検討

最初に市街地型と災害型のメリット・デメリットについて、配置方針に示した内容を基にまとめます。

<メリット>

1. 市街地型

- (1) 磐田駅を中心とする市街地周辺の人口の多い地域を包含できること。
- (2) 日常的消防力では人口の多い市街地のより近くに大きな消防力が配置されていることが有効であること。
- (3) 平常時の災害発生率は人口に比例しており、その被害軽減のためには多くの車両や人員を短時間に投入できる可能性が大きいこと。

2. 災害型

- (1) 自然災害が頻発する昨今では、拠点となる消防庁舎は被災しにくい場所にあることが有効であること。
- (2) 洪水ハザードマップにおける浸水域ではないこと。
- (3) 地盤が強固なこと。

<デメリット>

1. 市街地型

- (1) 洪水ハザードマップにおける浸水域に該当する場所が多いこと。
- (2) 民地が密集し位置選定や用地買収が困難で公有地の活用が主となること。
- (3) 東部分遣所も併せて改修などの整備が必要になること。

2. 災害型

- (1) 公有地がなく用地買収が必要になること。
- (2) 磐田駅を中心とする市街地周辺に出張所の整備が必要になること。

このようにどちらにもメリット・デメリットがあることを念頭に置き、「第5 新消防庁舎建設における考え方」で示した内容を踏まえて、2つの型を比較検討していきます。

【比較検討】

1. 市街地型

候補地3か所を面積や地盤等から判断していきます。

① 市民文化会館跡地

面積に余裕があり2方向に接道があることは利点ですが、地盤が脆弱など不安材料も多く、また令和3年9月に新たな交流、学び、文化の交差する場の整備方針について検討及び計画策定していく旨が示されました。

② 中央公園及び交通公園

面積が乏しく隣接道路が東側道路の1方向です。加えて洪水ハザードマップでの浸水域及び大規模地震時における液状化区域で地盤が脆弱です。

③ 旧磐田市立総合病院跡地

浸水域、液状化、地盤に問題はないものの、面積が乏しく、隣接道路の幅員が大型車両には狭く北側道路の通行ができません。そして、住宅密集地に隣接することから、消防施設は有益な施設であるものの、業務の特性上、サイレンや指令音声、訓練等による音の問題は避けることができず、不快・迷惑などの市民感情についても配慮する必要があります。

このようなことから、候補に挙げた公有地では庁舎整備の条件に適合するものはなく、市街地での大規模な用地買収も困難であることから、市街地型に適地はないものと判断します。

2. 災害型

災害型については、消防施設はその性質上調整区域でも整備可能であることから、候補地選定の自由度は高く、選定条件になる大きな面積の確保及び強固な地盤の土地も選定可能と考えます。また、自然災害の影響（豪雨時の浸水、液状化等）を受けにくいことや磐田市を南北に縦断する主要地方道磐田福田線及び主要地方道磐田インター線での南北移動、及び国道1号線（磐田バイパス）での東西移動が容易であり、そして、大規模災害時の基幹輸送路である東名高速道路、新東名高速道路にも近くなることなど、災害時の拠点になりうる条件の多くを満たしていると判断します。

第8 まとめ（基本計画策定に向けて）

この基本構想では配置方針を受け、現消防庁舎の現状と課題の洗い出しを行い、消防行政に関わる様々な制度改正や消防需要の増加などにより、車両の増車・大型化、必要資機材の増加、職員の増員等の結果、老朽化とともに狭隘化が進行していることが明確になりました。また、新消防庁舎整備にあたっては十分な敷地面積の確保が必要であるため、消防庁舎は移転すべきであると位置付けました。

そして、新消防庁舎建設における基本的な考え方を、防災拠点施設としての庁舎、消防機能の一体整備、訓練施設の整備、市民のニーズ、ゼロカーボンシティ推進等の環境に配慮した庁舎の5項目で、具体的な考え方を、消防庁舎の位置、敷地面積、道路状況、敷地地盤、建物の面積、当直勤務体制の6項目でまとめました。

次に配置方針で示した市街地型と災害型のエリアを定め、特徴などを考察するとともに、それぞれのメリットやデメリットを挙げ比較検討を行い、基本構想の結論を導き出しました。

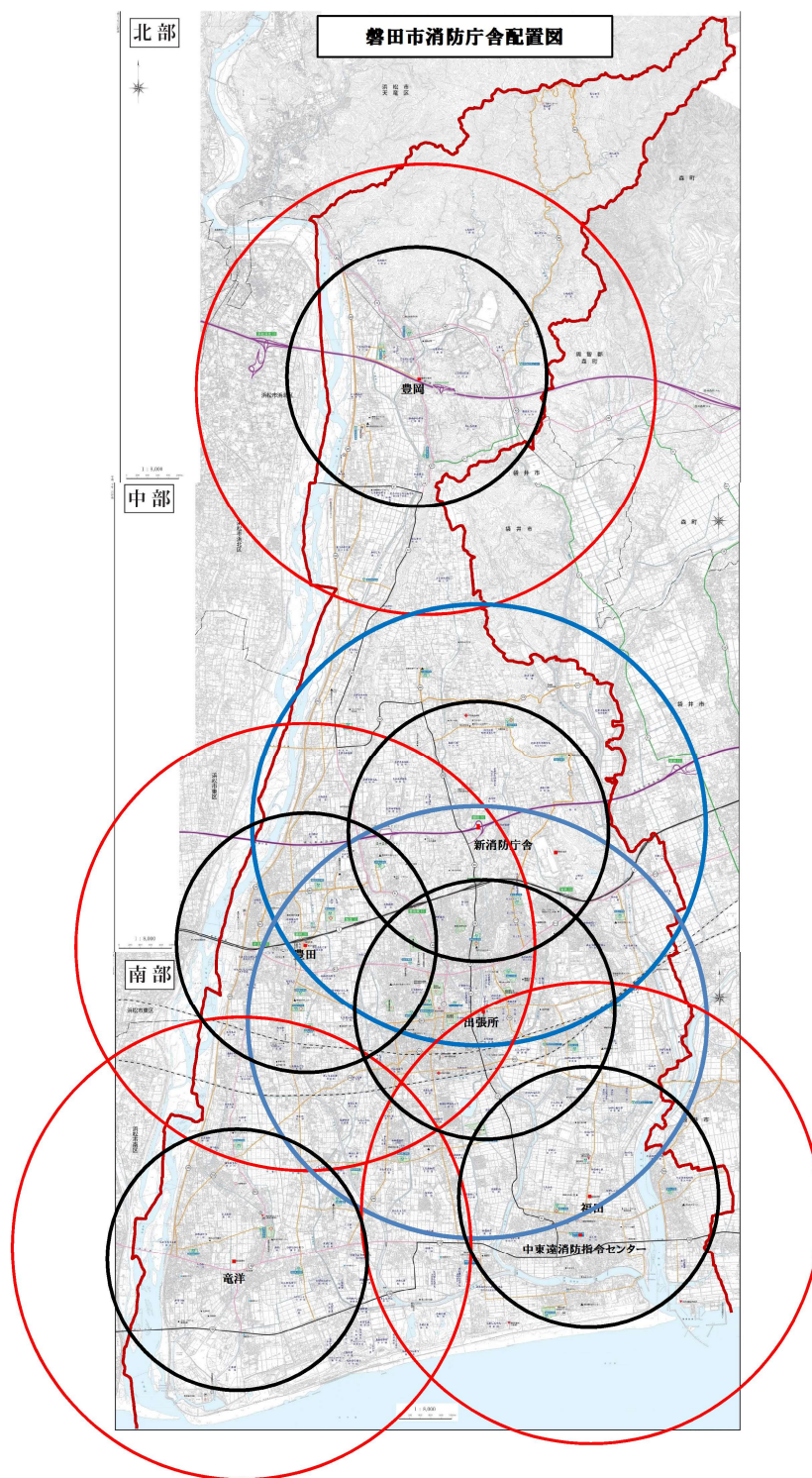
【結論】

市街地型と災害型を比較した結果

災害型を選択し、整備完了と同時に東部分遣所を統合、現消防庁舎に当面の間出張所を構えることと結論付けます。

基本構想策定後は、緊急車両及び職員の出動体制や、磐田市を東西に二分する主要地方道磐田インター線への接続など様々な観点から候補地を決定し、庁舎の規模や概算事業費などを具体的にまとめた「磐田市消防庁舎整備基本計画」を策定していきます。

■ 災害型への移転後の消防力の配置イメージ>



- ・ 災害型の庁舎中心位置は東名高速道路磐田インターチェンジに仮定しています。
- ・ 同心円の青色は新消防庁舎と出張所のそれぞれの救急車の平均現場到着時間7分（半径4km）を、同心円の黒色は消防車の走行時間4.5分※（半径2.5km）の範囲を示しています。

(※火災時の延焼拡大阻止限界時間8分内の走行時間 通報から出動1.5分、走行4.5分、放水準備2分)

<参 考>

磐田市訓令第7号

磐田市消防庁舎整備検討委員会規程を次のように制定する。

令和3年8月5日

磐田市長 草地博昭

磐田市消防庁舎整備検討委員会規程

(設置)

第1条 磐田市は、磐田市消防庁舎の整備に関する課題及びその他必要な事項を検討するため、磐田市消防庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 磐田市消防庁舎適正配置方針に基づく消防庁舎整備の検討に関すること。
- (2) 磐田市消防施設整備個別計画の検討に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び副委員長各1人並びに委員6人をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は消防長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 危機管理監
- (3) 企画部長
- (4) 産業部長
- (5) 建設部長
- (6) 資産経営課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(補助機関)

第6条 委員会に必要なに応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、消防本部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

◆磐田市消防庁舎整備検討委員会 会議の状況

開催日	会議名	内容
令和3年8月3日	磐田市消防庁舎整備検討事前会議	磐田市消防庁舎適正配置方針について（内容説明）
令和3年10月21日	消防施設視察	袋井市・森町広域行政組合袋井消防本部消防庁舎、磐田市消防本部磐田市消防署東部分遣所・福田分遣所、磐田市消防本部消防庁舎 視察
令和3年10月27日	令和3年度第1回磐田市消防庁舎整備検討委員会	磐田市消防庁舎整備基本構想案について（協議）
令和3年12月22日	令和3年度第2回磐田市消防庁舎整備検討委員会	磐田市消防庁舎整備基本構想案について（協議）

